

中国人民銀行、銀保監会、証監会、外貨管理局および 広東省人民政府による横琴・粵・澳深度合作区建設への 金融支援に関する意見

タイトル:中国人民銀行 銀保監会 証監会 外貨管理局および広東省人民政府による
横琴・粵・澳深度合作区建設への金融支援に関する意見

インデックス番号:HB/2023-4802391

文書番号:銀発[2023]41号

発行機関:中国人民銀行 銀保監会 証監会 国家外貨管理局 広東省人民政府

公文書の種類:

公布日:2023年02月23日

発効日:

キーワード:横琴・粵・澳深度合作区

習近平総書記の粵澳合作(=協力)による横琴の開発に関する重要な指示精神を全面的に貫徹し、「一国二制度」の方針をより深く貫き、『粵港澳大湾区発展計画綱要』及び『横琴・粵・澳深度合作区建設全体方案』に関する重要で戦略的な取り組みの実施を深化させ、横琴・粵・澳深度合作区(以下、合作区と略称する)の金融改革のイノベーションと対外協力開放を推進し、マカオ住民の生活・就職に利便性をもたらし、マカオ経済の適度な多元的発展を支持するため、国务院の同意を経て、以下のとおり意見を示す。

一、总体要求

(一) 指導思想。

習近平新時代の中国特色のある社会主義思想を指導とし、第二十回党大会の精神を全面的に貫徹し、新たな発展段階に立脚し、新たな発展理念を貫き、新たな発展構造を構築する。マカオ経済の適度な多元的発展を促進することをめぐって、「一国二制度」を堅持し、法に基づいたガバナンスをし、思想の解放と改革・革新を堅持し、互惠協力及び開放・包容を堅持し、政策措置の革新と改善をし、協力そのものを豊富化と拡大し、より強力な開放措置によって粵澳深度合作を統一的に推進する。横琴の「マカオ・琴澳の一体化を促すことに立脚する」という戦略的なポジションに基づき、より開放的な金融システムの制度設計をし、電子フェンスシステムの構築により、クロスボーダー金融管理を革新し、クロスボーダー資金が自由に流動する道を探る。マカオ金融市場との接続を強化し、合作区とマカオの金融サービスの一体化を促進し、マカオ住民の生活・就職に利便性をもたらす金融環境を構築し、マカオ経済の適度な多元的発展に寄与する現代金融産業を発展させる。

(二) 基本原則。

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

短期および長期の目標を結び付け、民生を優先させる。段階的に、実態に即した金融システムを構築し、さまざまな金融改革・開放の措置を秩序正しく実施する。民生への奉仕を優先させ、合作区で積極的にマカオに近づく住みやすく働きやすい金融環境を作り、マカオ住民の生活・就職の利便性を向上させる。

实体经济へサービスを提供し、多元的な発展を遂げる。金融の供給側構造改革を深化させ、科学技術の研究・開発及びハイエンド製造産業、中国漢方医薬、文化・観光、展示会、商業貿易産業への金融支援を強化し、資産管理、債券市場、ファイナンスリース、グリーン金融などの現代金融産業の発展を革新する。

制度を革新し、率先して模範を示す。「一国二制度」の枠組みの下で、マカオの独特な優位性を発揮し、合作区とマカオとの金融協力の深化を模索し、マカオとの金融サービスの一体化を実現し、国際とリンクする金融規制体系を構築し、粵港澳大湾区が金融の発展への取り組み及び模索に新たな道を提供する。

監督・管理を改善し、リスクを防止する。開放条件下での金融監督・管理メカニズムを改善し、電子フェンスシステムに基づくクロスボーダー金融管理システムを革新し、クロスボーダー資金の「管理可能、制限解除可能」を実現する。アンチマネーロンダリング、アンチテロ融資、アンチ脱税金融モニタリング管理体系を構築し、金融「ファイアーウォール」を構築する。

(三) 総体目標

2025年までに、電子フェンスシステムとクロスボーダー金融管理システムが基本的に確立され、合作区とマカオの金融サービスの初期的な一体化が実現され、マカオ住民の生活・就職に利便性を与える金融環境が初期に形成される。マカオ経済の適度で多元的な現代金融産業の集積・発展に力が注がれる。自由で便利なクロスボーダー資金の流動、投資・融資・為替の円滑化、金融業の対外開放等が先駆けて試行される。

2035年までに、電子フェンスシステムとクロスボーダー金融管理システムがより改善され、合作区とマカオの金融一体化のレベルがさらにアップグレードされ、金融環境がより最適化され、現代金融産業が更なる発展を遂げる。合作区は中国金融業が対外開放を拡大するための新たな高地となり、中国—ポルトガル語圏諸国の金融サービスプラットフォームとなり、粵港澳大湾区の金融市場が相互に接続しているモデルエリアとなる。

二、マカオ住民の生活・就職に利便性を与える金融環境の構築

(一) 合作区における個人のクロスボーダー取引の利便性を向上させる。自己利用・自己居住の実際的な需要がある場合、条件に該当するマカオ住民に対し、合作区内における分譲住宅の購入・売却に関して、便利な為替サービスを提供する。合作区において、試験的に個人資本プロジェクトの外貨管理政策を緩和し、国外個人と国内個人を区別し、合作区住民(合作区に居住・就職するマカオ住民及び内地住民を指し、以下同じ)に対する外貨管理要件の緩和を検討する。条件を満たす合作区の内地住民に対し、

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

法に適合することを前提として、年間限度額の範囲内で、本人の有効な身分証明書により、クロスボーダー人民元の送金・受取を直接に取り扱われるように許可する。銀行が清算機関やノンバンクの決済機関と協力し、実際の報酬水準に基づき、個人給料のクロスボーダー受払いの円滑化サービスを提供することを促進する。合作区に居住・就職するマカオ住民が合作区内における金融機関で国内の証券市場口座を直接に開設し、内地証券市場への投資に参入することを支持する。

(二) 合作区内におけるモバイル決済の利便化レベルを向上させる。マカオ住民が合作区内でモバイル決済のツールにより、人民元決済を行うことを便利にし、合作区内でのモバイル決済ツールの連携を促進する。マカオ住民が代理業者による口座開設の試行範囲を秩序正しく拡大し、粵港澳大湾区経済圏での決済サービスを促進する。合作区内の市場関係者がマカオパタカまたは人民元で決済できるようにすることを検討し、利用シーンを徐々に拡大する。リスクコントロール可能を前提に、合作区内における少額決済に秩序正しくマカオパタカを使用できるように許可する。

(三) 合作区内におけるマカオ住民のクレジットファイナンス業務の利便性を向上させる。マカオ住民の同意を得る場合には、合作区内の条件に該当するマカオ資本の商業銀行が、マカオの親銀行が保有する同じマカオ住民の信用情報を共有し、合作区に居住・就職するマカオ住民に信用貸しなどの金融サービスを提供することを許可する。関係法律・法規等の遵守、安全かつコントロールできることを前提に、合作区・マカオ両地域に支店を持つ中国系商業銀行とマカオ系商業銀行による内部データクロスボーダー流動の試行を許可する。法に基づき、合作区とマカオの市場型企業信用情報機関のクロスボーダー交流と協力を研究・模索し、顧客の同意を前提に、合作区とマカオの銀行が企業信用情報機関を通じて双方の顧客の企業信用情報を入手することを許可し、両地域におけるクロスボーダー企業の貸付業務の発展を促進する。

(四) 合作区住民の保険・保障を強化する。内地とマカオの保険機関による、合作区住民向けのクロスボーダー商業医療、養老等の特色ある保険商品の共同研究・開発を支援し、合作区におけるクロスボーダー自動車保険事業の発展を促進する。合作区が粵港澳大湾区の保険サービスセンターの建設への参入を支持する。

(五) マカオ住民が合作区での就職を促進する。合作区内の金融機関がマカオ住民を雇用することを支持し、マカオ等の国外免許を取得した金融分野の専門人材が、業界の監督・管理要求に合致するという条件の下、備案登録を行ってから合作区でサービスを提供することを許可し、その国外の業務経験は国内の業務経験と見なすことができる。

三、合作区とマカオにおける金融市場及び金融インフラの連結への促進

(六) 合作区の金融業界をマカオに向けて高度の開放政策を実施する。マカオの現代金融産業の革新的発展を支援し、合作区が金融サービス分野において、マカオへの開放の拡大を支持する。内地が香港・マカオとの経済連携をより緊密にする協定(CEPA)の枠組みのもと、マカオの銀行業界金融機関・保険業界金融機関が合作区への参入基準を引き下げる。マカオの銀行が新たな法人機関や支店、専門機関の設立を通じて、合作区におけるビジネスの展開及び発展プラットフォームの拡大を支持する。ポルトガル語圏

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

諸国への窓口としてのマカオの役割を十分に発揮させ、中国—ポルトガル語圏諸国金融サービスプラットフォームの構築を支持する。

(七) 合作区とマカオの金融市場の相互接続を強化する。合作区とマカオの金融機関間の取引連動を促進し、合作区の金融市場とマカオおよび香港のオフショア金融市場との相互接続を強化し、粵港澳大湾区の資金調達の利便性を向上させ、オフショア市場の通常の人民元流動性管理の需要を満たす。クロスボーダー資産移転の範囲を着実に拡大する。「越境理財通＝クロスボーダー・ウェルス・マネジメント・コネクト」の試行を着実に実施し、合作区住民とマカオ住民が互いの金融商品に投資するルートを持続的に豊富化する。

(八) 電子フェンスシステムの構築を模索する。国際基準に沿った口座規則を確立し、自由貿易口座(FT 口座)システムを最適化し、金融口座分離を通じて、合作区で資金の電子フェンスを構築する。電子フェンスにおけるクロスボーダー資金流動に関する政策を策定し、クロスボーダー資金の清算方法を最適化し、クロスボーダー資金が自由に流動する方法を模索する。

(九) 口座管理システムを改善する。既存の口座管理システムを基に、口座サービスの更なる最適化と口座機能の拡充を行う。国外機関の人民元銀行決済口座(人民元 NRA 口座)の利用の利便性向上を図る。国外機関が合作区内の銀行で開設した人民元銀行決済口座の資金を定期預金に振り替え、大口譲渡性預金の購入に利用できるようにする。自由貿易口座に基づくクロスボーダー金融イノベーションを全面的に推進し、口座の機能を拡張し、合作区内の条件に該当する銀行による自由貿易口座業務の展開を許可する。合作区内のマカオ人労働者及び企業の派遣社員による非居住者個人自由貿易口座(FTF 口座)の開設、マカオの金融機関による金融機関専用の自由貿易口座(FTU 口座)の開設・資金融通の実施、能力を有する商業銀行が関連口座などを活用し、国外主体に質の高いクロスボーダー金融サービスを提供することを支持する。

四、マカオ経済の適度な多元的發展に注力する現代金融産業の發展

(十) 合作区の金融業態を豊富化する。合作区における証券会社、ファンド運営会社、先物取引会社、消費者金融会社、資産管理会社、再保険会社、銀行の理財子会社などの設立を奨励する。条件に適う法人や金融機関による合作区での支店や子会社の設立、金融商品・サービスの革新、合作区における多元的で全方位的な金融サービスの提供を支持する。

(十一) 文化・観光、商業貿易、展示会産業への金融支援を強化する。合作区において、広東・香港・マカオへの遊覧船の自由旅行を推進する。文化・観光、商業貿易、展示会産業に関連する企業の信用保険加入を奨励する。広東・マカオ双方の機関が共同で合作区において人民元海外貸出ファンドを設立することを支持する。市場化の原則に基づき、文化・観光、展示会等の産業のためのマザーファンド設立の研究を支持し、各種社会資本の参入を誘致する。

(十二)金融が技術革新を促すことを強化する。銀行が、合作区で技術支店などの技術金融専門機関を設立するよう奨励し、法により、リスクを管理可能な範囲で、商業が持続可能な発展を遂げる条件下で、外部の投資機関との協力を深め、「ローン+外部直接投資」などの新しいビジネスモデルを探求し、技術革新と高級製造業の発展に力をいれる。知的財産権の証券化を規制し、知的財産権担保融資などの知的財産権融資メカニズムを改善するための探索を行う。合作区での中国漢方医薬に関連する知的財産権担保融資を奨励し、中国漢方医薬などのマカオブランド産業の合作区での発展を推進する。

(十三)起業金融サービスを完備させる。起業投資を積極的に発展させ、広東・マカオ起業投資基金、プライベートエクイティ投資基金の合作区での発展を促進する。市場化という原則に基づいて、社会資本が合作区で多通貨の起業投資基金やプライベートエクイティ投資基金を設立するよう奨励する。また、プライベートエクイティおよび起業投資の株式譲渡の試行の探究を通して、市場化退出経路を拡大する。

(十四)資産管理業界の発展を支援する。条件を満たす保険機関が合作区に保険資産管理会社を設立することを支援し、『金融機関の資産管理業務の規範化に関する指導意見』(銀発[2018]106号)などの規制要件に従い、法により海外に人民元を決済通貨として使用する保険資産管理製品を提供する。外国の投資家が、合作区の金融機関が発行する資産管理製品、証券先物業務機関のプライベート資産管理製品、公募証券投資信託、保険資産管理製品などに投資することを支持する。

(十五)債券融資サービスを強化する。合作区内の企業と金融機関がマカオで人民元債券および外貨債券を発行することを奨励する。合作区内で特殊性と優位性を持つ産業の発展に力を入れ、海外での上場と債券発行に積極的な支援を提供し、為替管理手続きを簡素化する。マカオが合作区の助けを借りる人民元、マカオパタカなどを決済通貨としている国際債券市場を発展させるように支援し、粵港澳大湾区、一帯一路参加国、およびポルトガル語圏諸国にサービスを提供する債券融資サービスプラットフォームを構築する。

(十六)国際ファイナンスリース業務およびビジネスファクタリング業務の発展を促進する。全領域クロスボーダー融資のマクロプルーデンスの枠組みの下で、合作区内の条件を満たすファイナンスリース会社とその傘下の特定の目的を持つ会社と外債枠を共有することを許可する。国際レンタルの発展に寄与する外貨収入支払便利化政策を実施する。国際ファイナンスリース業務のイノベーションを探求し、合作区のファイナンスリース会社が商業銀行にヘッジ業務を委託することを許可することを通して、為替リスクを低減する。合作区でのファイナンスリース資産の国際譲渡と人民元による決済の試行運用を探索し、法によりファイナンスリース資産の譲渡業務を展開する。条件を満たすビジネスファクタリング機関が法による国際ビジネスファクタリング業務を発展させることを支援する。

(十七)グリーン金融の発展を支援する。合作区でのグリーン金融サービスシステムを完備させ、グリーン金融規格を香港およびマカオと相互承認し、粵港澳大湾区のグリーン金融協力を強化する。合作区内の企業が香港およびマカオプラットフォームを活用してグリーン企業やグリーンプロジェクトの資格を取得し、資金を調達するよう奨励する。金融機関のグリーン金融業績評価を強化する。広州先物取引所が電力先物市場を構築し、合作区のグリーン金融の発展を促進する。

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

(十八) オフショア金融サービスの発展を探求する。香港およびマカオのオフショア金融市場との接続を強化する。関連制度の構築が強化され、リスクが管理可能な条件の下で、合作区内の金融機関が法により実体経済を対象とするオフショア業務を提供することを支援する。オフショア銀行業務の資格を既に取得した中国系商業銀行本店が合作区内の支店にオフショア銀行業務を委託することを許可し、合作区内の銀行がオフショア銀行業務の貸出用途・期間に関する制限を緩和する可能性を探る。

五、クロスボーダー貿易および投資・融資の利便性の向上

(十九) 貿易決済の利便性を向上させる。合作区内の条件を満たす銀行が、慎重的に「顧客を理解し、業務状況を把握し、デュエリジェンスを行う」という原則に従い、信用の高い国内機関に貿易外貨収支業務を処理し、越境 EC などの新しい貿易形態の決済利便化を促進する。合作区内の人民元で輸入支払いを行う企業が、海外で直接に外貨を購入した後、それを海外の輸出業者に支払うことを許可する。合作区で信用状保険業務を展開する可能性を探索する。

(二十) クロスボーダー人民元決済を推進する。取引情報収集と真実性審査の条件を満たす場合、合作区内の銀行が、取引の電子情報で越境 EC などの新しい貿易形態の市場主体に貿易取引の人民元クロスボーダー決済サービスを提供することを支援する。合作区での実際かつ合法的なオフショア転売業務を展開することを支援する。それを実現するために、合作区内の金融機関が利便なクロスボーダー決済および貿易融資サービスを提供する。合作区とポルトガル語圏諸国が鉄鉱石などの大口商品取引において人民元で計価および決済すること、及び国内外の投資家がクロスボーダーの起業投資および関連する投資貿易で人民元を使用することを奨励する。条件を満たすマカオの機関が人民元のクロスボーダー支払いシステム(CIPS)に接続することを支持し、CIPS の影響力を合作区、マカオ、およびポルトガル語圏諸国でさらに拡大する。

(二十一) 外商直接投資の為替の利便性を向上させる。参入前内国民待遇およびネガティブリストモデルに基づいて管理を簡素化し、為替登録および為替の利便性を向上させる。外商投資企業は、合作区内で国内株式再投資を行い(不動産への直接または間接的な投資は許可されない)、出資を受ける企業または株式譲渡者は国内株式再投資の登録を行う必要がない。これにより、外国の株式投資手続きがさらに簡素化される。

合作区で外商直接投資人民元資本金専用預金口座の試行運用を取り消す。資金の使用が規定に従い、取引の足跡が追跡可能な場合、決算銀行が合作区内の条件を満たす外国投資企業の人民元資本金入金決算業務を直接的に処理でき、人民元資本金専用預金口座の開設が不要になる。

(二十二) 市場の需要に適応する新しい形態のクロスボーダー投資管理体制を探求する。適格外国人有限責任組合員(QFLP)の為替管理体制を最適化し、為替登録手続きを簡素化し、国内での資金使用範囲を拡大し、クロスボーダー資金の為替を利便化する。合作区内の適格外国人有限責任組合員が残高管理モデルに基づき、自由に送金・入金することを許可する。適格国内有限責任組合(QDLP)という試行プロジェクトを

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

推進し、合作区内の主体であるクロスボーダー投資ルートを豊富にし、クロスボーダー金融資産の配置能力を向上させる。

広東省の統括の下で、合作区の適格国内有限責任組合に試行の基本限度額を提供し、毎年特定の規則に従って合作区において適格国内有限責任組合の試行規模を拡大することもできる。多国籍企業グループが合作区で人民元と外貨を一体化するクロスボーダー資金プール業務を展開すること、及び多国籍企業グループが合作区で規範的な多国籍企業のクロスボーダー資金集中運営を展開することを支援し、統合配分資金の能力を向上させる。

(二十三)外貨建て債券の管理を最適化する。取引段階の外債管理の枠組をを統合し、合作区内の非金融企業(不動産企業および地方政府融資プラットフォームを含まない、以下同じ)に全領域クロスボーダー融資のマクロ管理を慎重に実施し、外債資金の為替利便化水準を引き上げる。条件を満たす合作区内の非金融企業が、全領域クロスボーダー融資のマクロ管理という慎重なフレームワークの下で、実際の融資需要に応じて自主的に外債を借り入れ、合作区内における非金融企業の外債項目の完全な換金可能を段階的に実現する。

(二十四)クロスボーダー証券投資および資金決済の利便性を向上させる。合作区内の条件を満たす非金融企業が、海外で上場、エクイティインセンティブプラン、海外のヘッジャーなどの為替業務の登録を銀行に委託し、関連する書類要件を簡素化する。合作区内の非金融企業の資本金、外債、海外上場による調達資金などの資本項目収入は、企業の経営範囲内で自主的に使用できる。

六、金融監督・管理協力の強化

(二十五)金融監督・管理を強化する。粵澳金融リスクの防止とコントロールメカニズムを構築し、合作区の金融リスク評価と情報交換を行い、金融リスクに関する情報の転送とクロスボーダー調査を推進し、重要分野のリスク防止とコントロールを強化する。合作区の資金変動を監視し、アンチマネーロンダリング、アンチテロ融資、アンチ脱税およびアンチ密輸に対する規制の協力を強化する。合作区の建設に適した金融監督・管理協力メカニズムを構築し、地元の金融監督・管理の責任を効果的に果たし、リスク管理と金融改革・イノベーションを調和させることを確保する。

(二十六)クロスボーダー金融監督・管理のイノベーションを探求する。イノベーション分野の金融監督・管理規則を完備し、クロスボーダー金融イノベーションの監督・管理協力メカニズムの構築を検討する。合作区とマカオの金融管理部門との人員交流を強化し、情報共有メカニズムを発展させ、クロスボーダー金融の発展と監督・管理に関する問題を協調的に解決する。監督・管理技術に対する研究と応用を強化し、関連する試行プロジェクトの実施を探索する。

(二十七)金融法治保障を強化する。合作区で国際投資の仲裁と調停を推進し、国際仲裁業務の集中化を加速し、「ビジネス調停+国際仲裁」の一括式、多様化、国際

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

的な金融紛争解決プラットフォームを構築する。金融消費者の権利保護を実質的に強化し、粵澳の金融紛争調停の協力メカニズムをさらに完備化する。

七、保障措置

(二十八) 党の指導を強化する。党の全面的な指導を堅持・強化し、「四つの意識」を強化し、「四つの自信」を固め、「二つの維持」を確保し、党の指導を金融支援合作区の開発建設の全過程に貫徹し、党の政治的優位性と組織的優位性を合作区の包括的な深化改革と対外開放の拡大の強力な保障に転化させる。

(二十九) 組織力と実施を強化する。関連部門は権限付与を強化し、督促と検査を強化し、適時に成果を総括・評価し、良い効果を果たしてリスク管理可能な経験を全国に複製して普及させ、重要な事項に遭遇した場合は適切な手順に従いすみやかに報告しなければならない。合作区は、リスト式申請授權方式により、マカオの金融市場との相互接続、人民元のクロスボーダー使用、クロスボーダー資金流動などの分野で改革を深化し、対外開放を拡大するための措置をサポートする。本意見は、香港とマカオのサービス及びサービス提供者の市場参入開放及び特別優遇措置に関する措置を含み、CEPA（広東省と香港、マカオ特別行政区経済連携協定）の枠組みで実施される。

(三十) 人材の育成を強化する。合作区は、高いレベル金融人材を対象とする特別支援政策を発表し、現代金融産業向けの国際的な高いレベル金融人材を登用・育成することを支援する。合作区とマカオの金融人材育成という分野での交流と協力を深化し、合作区とマカオが共同で金融人材トレーニングを実施することを奨励する。

中国人民銀行

銀保監会

証監会

外貨管理局

広東省人民政府

2023年2月17日